

関係省の平成29年度税制改正要望まとまる

経済産業省
国土交通省

**期限切れを迎えるエコカー減税と
グリーン化特例の延長・ユーザー負担軽減**

国土交通省

**軽井沢スキーバス事故を受け、「貸切バスの
新車導入促進に資する税制措置」の創設**

環境省

**揮発油税等の「当分の間税率」を維持し、
その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当**

平 成29年度予算概算要求に伴う関係3省の「平成29年度税制改正要望」が出揃った。今年6月、安倍首相が来年4月に予定されていた消費税率10%への引き上げを再延期することを表明したことにより、車体課税の抜本見直しも平成31年度税制改正に先送りされることとなった。このため、関係3省では抜本見直しを見据えながら、平成28年度税制改正大綱を踏まえて要望を取りまとめた。

経済産業省と国土交通省では、来春期限切れを迎えるエコカー減税とグリーン化特例の延長・ユーザー負担軽減などを要望しているが、環境省は「車体課税の一層のグリーン化を推進する」との表現にとどまっており、具体的な要望事項は挙げていない。経産、国交両省ともに、自動車税・軽自動車税のグリーン化特例、自動車取得税と自動車重量税のエコカー減税については、基本的に「延長とユーザー負担軽減」で一致しているが、重量税については経産省が「エコカー減税の基本構造を恒久化」するよう、踏み込んだ要望をしている。

このほか、経産省では▽排気量1,000cc以下の登録車の自動車税の引き下げ、▽自動車税の初年度月割課税の廃止、▽重量税の「当分の間税率」の廃止を前提にしたユーザー負担の簡素化・軽減・グリーン化等、国交省は軽井沢スキーバス事故を受け、「貸切バス車両に係る新車の導入促進に資する税制上の所要の措置」の創設、環境省は「揮発油税等について、グリーン化の観点から『当分の間税率』を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当」等をそれぞれ要望した。

関係省の平成29年度税制改正要望のポイント (関係項目の抜粋)

【経済産業省】

◇車体課税の抜本見直し（自動車税、軽自動車税、自動車取得税、自動車重量税）

簡素化・ユーザー負担軽減による国内市場活性化、国内の産業・雇用基盤の維持・強化、環境対策の促進（グリーン化）の観点から、自動車税の税率引下げ、エコカー減税及びグリーン化特例の延長・見直し、税制の簡素化を含む車体課税の抜本的見直しを行う。

《基本的な考え》

○簡素化・ユーザー負担軽減による国内市場活性化
・自動車は消費者の経済・社会活動を支える生活必需品（就業人口の約半数は通勤・通学手段が自動車のみ）。

・しかし、保有段階で自動車重量税と自動車税又は軽自動車税の2つが課税される等、自動車ユーザー、特に地方にとって複雑かつ過大な負担となっており、自動車ユーザーの車離れ、国内市場低迷の一因。

○国内の産業・雇用基盤の維持・強化

・不透明な景気情勢や漸進的な円高の中、国内販売は2014年4月の消費税8%増税以降、28カ月中25カ月で対前年同月比マイナスを記録する等自動車の国内販売・生産は継続的な低迷傾向。

・自動車産業は裾野が広く、関連産業を含め500万人超を雇用、自動車製造業の出荷額は主要製造業

の約2割(約53兆円)を占める等他産業への生産波及効果も大きい。

- ・国内販売・生産台数の低迷は国内の雇用や生産基盤の維持を困難にし、中小企業、地方経済含む日本経済全体に影響大。

○環境対策の促進

- ・エコカー減税(自動車取得税)とグリーン化特例(自動車税・軽自動車税)は平成29年3月31日、エコカー減税(自動車重量税)は4月30日が期限。
- ・これまでの優遇税制により、自動車の燃費等は着実に向上。気候変動、環境・エネルギー制約に対応するため、不透明な景気情勢や漸進な円高という経済情勢にも配慮しつつ、引き続き、環境性能に優れた自動車の普及促進が不可欠。特に、次世代自動車は有望な成長産業。



車体課税の抜本の見直し

- ・低迷する国内販売・生産の底上げのため、上記考案に基づき、税制の簡素化、より一層のユーザー負担の軽減、グリーン化を可能とする、恒久的措置を含む車体課税の抜本的な見直しが必要。

《要望内容》

平成28年度与党税制改正大綱等を踏まえ、以下の要望を行う。

1. 自動車税・軽自動車税

○自動車税(排気量割)について

- ・税率の引き下げ(排気量1000cc以下の負担水準が軽自動車の3倍程度になっているところを2倍程度とする等)。
- ・初年度月割課税の廃止。

○グリーン化特例について

- ・自動車税・軽自動車税のグリーン化特例を現行制度のまま継続・延長。

2. 自動車取得税

- 消費税10%引上げ延期に伴う自動車取得税の廃止及び環境性能割の導入延期を受け、自動車取得税のエコカー減税を延長。28年度与党大綱で決定していた環境性能割の課税水準と同程度に負担を軽減。また、減税区分を簡素化。

3. 自動車重量税

- 自動車重量税のエコカー減税の基本構造を恒久化。当分の間税率(旧暫定税率)の廃止を前提としつ

つ、さらなるユーザー負担の軽減、簡素化、グリーン化。

- 自動車重量税のエコカー減税について、自動車取得税同様に、負担を環境性能割の課税水準と同程度に軽減。

◇研究開発税制(法人税・所得税・法人住民税)

- ・第4次産業革命を強力に推進するため、AIやビッグデータ等を活用した高付加価値なサービス開発を支援。
- ・ビジネスモデルが大きく変貌し、経営の不確実性が高まる中、あらゆる産業の様々な研究開発投資をしっかりと後押しし、GDP目標の着実な実現を図るため、研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入するとともに、中小企業向け支援を強化する等の充実を図る。

《要望内容》

- ①「試験研究」の定義中に、「サービス開発」を追加する。
- ②増加型の廃止に伴って、総額型の控除率について、試験研究費の増減に準じてメリハリがつく仕組み等を導入する。
- ③上乗せ措置のうち、高水準型については延長する。
- ④オープンイノベーション型の運用改善を行う。

◇所得拡大促進税制の見直し(法人税・所得税・法人住民税)

- ・中堅・中小企業の賃上げを強力に後押しし、「成長と分配の好循環」を地域の中堅・中小企業にもたらすため、これら企業に対する所得拡大促進税制の支援措置を強化する(税額控除率の拡充等)。

《要望内容》

- ・中堅・中小企業の税額控除の倍増等を実現し、賃上げのための環境整備を強力に進める。
- ・大企業向け支援措置のあり方については、足下の賃上げ動向等を踏まえて所要の見直しを検討する。

◇中小企業投資促進税制(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

- ・中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)の適用を認める措置。(上乗せ措置は税額控除10%又は即時償却)
- ・上乗せ措置を含めて延長するとともに、サービス産業の生産性向上を促進するため、対象設備に、

高効率の冷蔵陳列棚、省エネ空調等の器具備品・建物附属設備を追加し、税制措置を強化する。

《要望内容》

- ・対象設備の追加(器具備品・建物附属設備の追加)等の拡充を図った上で、2年間延長(平成30年度末まで)
- ◇中小企業者等の法人税率の特例(法人税・法人住民税)
 - ・中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、15%に軽減されている(軽減税率)。
 - ・国際的な経済環境の変化等により、景気の先行きに不透明さが増す中、アベノミクスの地域・中小企業への波及を支えるため、大企業とのイコールフットィングも踏まえ、本措置の延長が必要。

《現行制度》

- ・中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている(本則)。
- ・当該税率は時限的な措置として、更に15%に軽減されている(租税特別措置)。

《要望内容》

- ・適用期限を2年間延長する(平成30年度末まで)。
- ◇非製品ガスに係る石油石炭税の還付の延長(石油石炭税)
 - ・海外との事業環境のイコールフットィングを図り、国内へのガソリン等の供給基盤である製油所等の維持・強化に向けた投資を促すため、非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度を延長する。

《要望内容》

- ・適用期限を3年間延長する。(平成31年度末まで)
- ◇租税条約ネットワークの拡充
 - ・日本企業による取引や投資の実態、要望等を踏まえ、我が国の経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、租税条約ネットワークを迅速に拡充すべくその内容や交渉相手国の選定について具体的な検討を行う。
- ◇熊本地震による被害等を踏まえた所要の税制上の措置(法人税等)
 - ・熊本地震による被害、復旧・復興の状況等を踏まえ、所要の税制上の措置を検討する。
- ◇中小企業等の貸倒引当金の特例の延長(法人税、法人住民税、事業税)
 - ・事業協同組合等が取引先の倒産により弱体化する

ことや他の組合員や債権者へ連鎖的に影響を及ぼすことを防止し、組合の健全な発展と組合員の利益保護を図るため、中小企業等の貸倒引当金の特例について、適用期限の延長(2年間)を図る。

- ◇低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)
 - ・低公害車の燃料供給インフラの整備を促進するため、水素充てん設備及び天然ガス充てん設備に係る固定資産税の軽減措置について、適用期限の延長(2年間)を図る。

—共同要望(他省庁主管)—

- ◇被災自動車等に係る自動車重量税の還付(自動車重量税)
 - ・被災自動車等について、納付済み自動車重量税の一部還付する特例措置について、適用期間の延長を図る。
- ◇企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃(法人税、法人住民税)
 - ・企業年金をはじめとする年金資産にかかる特別法人税を撤廃することにより、企業年金の普及・充実を促し、社会保障の維持と経済成長の両立を図る。
- ◇長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長(所得税、法人税)
 - ・長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合の課税の特例について、適用期限の延長(3年間)を図る。

【国土交通省】

- ◇車体課税の見直し(自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)
 - 車体課税については、平成28年度与党税制改正大綱等及び「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」に沿って、以下の方向で見直しを行う。
 - ・自動車取得税については、消費税率10%への引上げ時に廃止する。
 - ・自動車重量税のエコカー減税、自動車取得税のエコカー減税及び各種特例措置並びに自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例について、延長するとともに、簡素化、自動車ユーザーの負担軽減、グリーン化等を図る。
 - ・自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。
 - ・平成30年排出ガス規制の導入に伴い、必要な措置を講ずる。

◇軽井沢スキーバス事故を受けた貸切バス車両に係る所要の措置（自動車重量税・自動車取得税等）
・本年1月の軽井沢スキーバスの事故を受け、貸切バス事業について、安全・安心な輸送サービスの提供を図るため、貸切バス車両に係る新車の導入促進に資する税制上の所要の措置を検討する。

◇中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）の拡充・延長（所得税・法人税・法人住民税・事業税）
・中小企業の設備投資を促進するため、中小企業者がトラック（車両総重量3.5t以上）、その他機械装置等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度について、対象設備を拡充の上、2年間（平成29年4月1日～平成31年3月31日）延長する。

《特例措置の内容》

・【所得税・法人税】取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除

（対象設備：トラック、内航貨物船、機械装置、器具備品、ソフトウェア）

[主要項目以外の項目]

—国土交通省主管—

◇液化石油ガス車（LPG車）のエコカー減税等への追加（自動車重量税・自動車取得税・自動車税）
・液化石油ガス（LPG）を燃料とする自動車のうち環境性能の優れたものを、エコカー減税及びグリーン化特例の対象車両に追加する。

—他省庁主管—

◇試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充・延長（所得税・法人税等）

◇低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

◇中小企業等の貸倒引当金の特例の延長（所得税・法人税）

◇被災自動車等の代替取得に係る非課税措置の延長（自動車取得税）

【環境省】

税制全体のグリーン化の推進

持続可能な社会を構築するため、低炭素・循環型・自然共生等幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。

（地球温暖化対策）

○「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化

石燃料のクリーン化・効率化等のエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。

（自動車環境対策）

○平成28年度税制改正大綱（平成27年12月16日自由民主党・公明党）に沿って、地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

個別のグリーン化措置

◇低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

・低公害車の燃料等供給設備天然ガス充填設備（4,000万円以上）及び水素充填設備（1億5,000万円以上）に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、2/3とする特例措置について、適用期限を2年間延長する。

◇試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（法人税、所得税、法人住民税）

・試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除について、「試験研究」の定義及び総額型（試験研究費総額にかかる控除制度）の控除率の見直し、さらに高水準型（試験研究費の対売上比率が10%を超えた場合の控除制度）の延長等を図る。

以上

（日本自動車会議所まとめ）

討 報

秋田中央交通会長
秋田県全自動車協会会長

渡邊 靖彦氏が逝去

秋田中央交通会長で秋田県全自動車協会会長の渡邊靖彦氏が8月20日、逝去された。77歳だった。

渡邊氏は、小田急バスを経て、昭和41年1月に秋田中央交通に入社。昭和42年常務、昭和46年専務を歴任され、昭和48年5月に社長に就任。今年6月に退任され、会長を務められていた。秋田県全自動車協会会長は、社長在籍中の平成12年5月からを務められていた。

また、秋田県バス協会会長、秋田商工会議所会頭、秋田県商工会議所連合会会長など数多くの公職も務められ、秋田経済の発展に大きく貢献された。

「交通安全。アクション2016 新宿」開催概要

【日時】 9月16日(金)12時00分～17時00分／9月17日(土)11時00分～16時00分

【場所】 東京・新宿駅西口広場イベントコーナー(〒160-0023 東京都新宿区西新宿1丁目地先)

プログラム概要(カッコ内は出展団体・企業。順不同)

<ステージプログラム>

▽ピエロのグリーティングと交通安全ゲーム※1 ▽おおはたれいことべんてんや★※2 ▽盲導犬ふれあい教室(全国盲導犬施設連合会)※2 ▽交通安全ビンゴ大会

※1は16日(金)のみ、※2は17日(土)のみ、★は新設

<ブースプログラム>

▽白バイ展示と搭乗体験(警視庁、警視庁新宿警察署) ▽歩行者シミュレーター交通安全教室(東京都青少年・治安対策本部)★ ▽反射材効果体験コーナー(JAF)★※2 ▽ライディングシミュレーター／原付免許チャレンジ(日本二輪車普及安全協会) ▽自動車運転適性診断「ナスバネット」(自動車事故対策機構) ▽“てんけんくん”ぬりえコーナー(日本自動車整備振興会連合会)※1 ▽首都高安全広報隊(首都高速道路) ▽盲導犬ふれあい広場(全国盲導犬施設連合会)※2 ▽俊敏性年齢測定コーナー：クイックアーム、クイックキャッチ、クイックステップなど(イーティエフ) ▽交通安全約束手形 ▽飲酒疑似体験ウォーキングゲーム ▽ジグゾーパズル※1 ▽電動車いす安全運転のすすめ(電動車いす安全普及協会)★

※1は16日(金)のみ、※2は17日(土)のみ、★は新設

<その他のプログラム>

▽スタンプラリー ▽飲酒運転根絶訴求パネル展示コーナー ▽ゆるキャラとのふれあい

主催、後援および参画団体・企業一覧

【主催】 一般社団法人 日本自動車会議所、警視庁新宿警察署

【後援】 国土交通省、警察庁、警視庁交通部、東京都

【協賛】 「飲酒運転させないTOKYOキャンペーン」推進委員会

【協力】 警視庁、警視庁新宿警察署、東京都青少年・治安対策本部、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車整備振興会連合会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車車体工業会、(一社)日本自動車タイヤ協会、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)全国軽自動車協会連合会、日本自動車輸入組合、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、(公社)全日本トラック協会、(公社)日本バス協会、(公社)全国通運連盟、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)全国自家用自動車協会、(一社)日本損害保険協会、(一社)全日本指定自動車教習所協会連合会、(一社)全国レンタカー協会、(一社)日本自動車リース協会連合会、(一財)全日本交通安全協会、(公財)日本自動車教育振興財団、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)日本自動車運行管理協会、(一社)自動車用品小売業協会、(一財)日本自動車研究所、(一社)日本自動車連盟、(独)自動車事故対策機構、首都高速道路(株)、(一財)首都高速道路厚生会、日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、(有)広報企画、(一財)道路交通情報通信システムセンター、NPO法人全国盲導犬施設連合会、東京都自動車会議所、イーティエフ(株)、(株)エフエム大阪、東京都新宿区役所、(一財)東京都交通安全協会、電動車いす安全普及協会(順不同)

<計41団体・企業>

今年の交通事故死者数 150人以下目指す

「交通死亡事連続減少
～チャレンジロード150～」を標語に

東京都が「平成28年度交通安全実施計画」策定

東 京都はこのほど、「平成28年度東京都交通安全実施計画」を策定した。今年4月に策定した28年度から32年度までの5カ年計画である「第10次東京都交通安全計画」に基づき、28年度に取り組むべき具体的な交通安全施策を定めている。とりわけ、「交通死亡事故連続減少～チャレンジロード150（ひゃくごじゅう）～」を都および関係各機関の共通標語として掲げ、28年（交通事故統計は暦年単位＝以下同じ）の道路交通事故死者数を150人以下とすることを目指す。

東京都内における道路交通事故の発生件数及び負傷者数は15年連続して減少しており、27年はそれぞれ3万4,274件、3万9,931人となっている。一方、死者数は161人で戦後最少の水準にまで減少した。

これを受けた第10次東京都交通安全計画は、世界主要大都市の中で最も少ないレベルの交通事故死者数とすることを目指しており、平成32年までに死者数125人以下、死傷者数2万8,000人以下にするという数値目標も掲げている。同計画の初年度となる28年度の死者数150人以下という目標は、この最終目標達成への第一歩となる。

また、第10次東京都交通安全計画は、「高齢者の交通安全の確保」「自転車の安全利用の推進」「二輪車の安全対策の推進」「飲酒運転の根絶」の4つの重点課題を定めている。28年度の実施計画においても、それぞれの課題に対応した交通安全施策を推進し、交通事故および交通事故死者数の発生を抑制するとしている。

主な施策としては、まず「交通安全施設等の整備」が挙げられる。具体的には、青信号時の残り時間や赤信号時の待ち時間を表示する「ゆとりシグナル」など歩行者用信号機の高度化をはじめ、きめ細かな信号制御など交通管制システムの高度化、道路標識の英語併記化などわかりやすい案内標識などの整備を進める。「自転車の安全利用」に関しては、自転車安全利用指導員を試験的に導入するほか、高校生

や高齢者を対象としたヘルメット着用促進事業に取り組む。さらに、死亡事故が7日間連続して発生したときなどに、知事名による「死亡事故多発緊急事態宣言」を発令し、注意喚起を促すこととした。

〔東京都自動車会議所〕

PM2.5濃度はほぼ横ばい

平成27年度の大気汚染状況

東京都環境局の測定結果

東 京都はこのほど、平成27年度の大気汚染状況の測定結果をまとめた。それによると、二酸化窒素濃度は改善が大幅に進んだが、微小粒子状物質（PM2.5）濃度と光化学オキシダントはほぼ横ばいの状況となり、今後課題を残した格好だ。このため東京都ではディーゼル車対策や揮発性有機化合物（VOC）、窒素酸化物（NOx）の排出削減対策に引き続き取り組んでいく計画だ。

このほどまとめた項目別の環境基準の達成状況は、二酸化窒素が一般環境大気測定局（一般局）では10年連続で全ての測定局で環境基準を達成した。また自動車排出ガス測定局（自排局）でも平成16年度に47%であった達成率が同22年度以降は90%以上で推移しており、改善が大幅に進んでいる。環境基準が未達成だったのは、前年度に引き続き環七通り松原橋局（自排局）のみだった。

浮遊粒子状物質は、一般局、自排局とも2年連続全ての測定局で環境基準を達成した。平成16年度以降は気象的な要因を除き、概ね環境基準を達成しており、改善が大幅に進んでいる。

PM2.5は、平成27年度は82局（一般局47局、自排局35局）で測定したが、環境基準の達成はほぼ横ばいで、国の定めた注意喚起のための暫定指針値（1日平均値70マイクログラム／立方メートル）を超えた日は1日もなかった。

光化学オキシダントは、年度による変動はあるものの、横ばいの状況が続いている。夏季の光化学スモッグ注意報発令日数は14日で、過去10年間の平均発令日数と同様だった。ただ環境省の新指標でみると、平成14年度をピークに微減傾向にあったのに対し、この2年間は増加している。〔東京都自動車会議所〕

ASVの理念

Vol. 4

初めて本格的な ASV 技術を搭載したクルマを本格的に運転したのは2004年であったと思う。愛知県で開催された「第11回 ITS 世界会議 愛知・名古屋2004」を取材する際、メーカーにお願いして、当時、最新の ASV 技術であった ACC (定速走行・車間距離制御装置) やレーンキープを搭載した高級車をお借りして、東名高速をひた走り会場のポートメッセ名古屋に向かった。

前走車をレーダーで追尾し、ハンドルがカーブに合わせ切れていった時には本当に感激した。

以来、ASV、自動運転に取り憑かれ、念願が叶って ACC、レーンキープ、その他の安全装備搭載のクルマを購入できたのは2009年であった。その年スタートの「環境対応車への買い換え・購入に対する補助制度」の記事執筆のため制度を調べていたら、車齢13年超の自分の車が対象であることに気が付いた。補助金と減税のおかげで、環境にも良いが安全装備充実のクルマを購入させていただいた。

2012年、交差点で信号待ちをしていたら追突され、前のクルマに玉突きとなった。前部の破損状況はほとんど分からないくらいであったが、レーダーユニットの交換等で、全額負担の相手側の保

ASVの理念

(株)交文社 代表取締役社長 小林 英世

険会社は高額な修理費に驚愕した。また、ディーラーもまだ事例の少ないレーダー装備車の事故修理で嚴重に検査をした後、引き渡してくれたのだが、ACCが隣接車線のクルマを追従して走行し、ロックオンが外れ前走車に向かって加速を始める等、誤認識・誤検知を早々に体験、勉強させられた。メーカー研究部門の方たちとのミーティング、研究部門への車両の検査入院等をした。事故時の状況、誤認識状態での走行はドライブレコーダーに記録されており、画像データは活用された。

事故修理、電子装置のセッティングはメーカーのマニュアル通り、理想的な修理だったという。正確な修理、嚴重な検査をした上で、それでも誤認識・誤検知が発生し、メーカー、サービス部門は重大に受け止めてくれた。ASV 技術はまだ完全なものではないが、事故を防止し、被害を軽減する上でさらに普及してほしい。

一方、その使用過程の性能維持は早急に取り組まなければならない大きな課題になるように思う。「完全ではないがドライバーの責任の下、最新の技術を使って自動車交通をより安全なものにしていく」というのが ASV の理念。「事故を起こす可能性がある不完全な技術」にすり替わらないためにも、この理念を大切に、今後の自動運転、次のステップに繋がってほしい。

日本自動車会議所会員 (平成28年9月1日現在)= 順不同 =

- 一般社団法人 日本自動車工業会
- 一般社団法人 日本自動車部品工業会
- 一般社団法人 日本自動車車体工業会
- 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会
- 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
- いすゞ自動車販売店協会
- トヨタ自動車販売店協会
- 日産自動車販売協会
- U D トラックス販売協会
- 日野自動車販売店協会
- 三菱自動車販売協会
- 三菱ふそうトラック・バス販売協会
- 全国スバル自動車販売協会
- ダイハツ自動車販売協会
- 全国マツダ販売店協会
- 全国フォード販売店協会
- スズキ自動車販売店協会
- ホンダ自動車販売店協会
- 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
- 日本自動車輸入組合
- 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会
- 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
- 一般社団法人 日本自動車機械工具協会
- 公益社団法人 全日本トラック協会
- 公益社団法人 全国通運連盟
- 公益社団法人 日本バス協会
- 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
- 一般社団法人 全国自家用自動車協会
- 一般社団法人 日本損害保険協会
- 石油連盟
- 一般社団法人 全日本指定自動車教習所協会連合会
- 一般社団法人 全国自動車標板協議会
- 一般財団法人 自動車検査登録情報協会
- 一般社団法人 全国レンタカー協会
- 一般社団法人 日本自動車リース協会連合会
- 一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会
- 一般社団法人 自動車公正取引協議会
- 全国自動車検査登録印紙売捌人協議会
- 一般財団法人 関東陸運振興センター
- 一般社団法人 東京都トラック協会
- 一般社団法人 神奈川県トラック協会
- 一般社団法人 日本道路建設業協会
- 一般社団法人 日本ゴム工業会
- 一般社団法人 日本塗料工業会
- 板硝子協会
- 日本自動車車体整備協同組合連合会
- 一般社団法人 日本交通科学学会
- 一般社団法人 日本陸送協会
- 一般社団法人 日本二輪車普及安全協会
- 一般財団法人 日本自動車研究所
- 一般社団法人 日本自動車機械器具工業会
- 一般財団法人 日本自動車査定協会
- 一般財団法人 全日本交通安全協会
- 公益財団法人 日本自動車教育振興財団
- 一般社団法人 日本鉄リサイクル工業会
- 全日本自動車部品卸商協同組合
- 特定非営利活動法人 ITS Japan
- 公益社団法人 自動車技術会
- 公益財団法人 自動車リサイクル促進センター
- 一般社団法人 自動車再資源化協力機構
- 一般社団法人 日本ガス協会
- 一般社団法人 日本自動車運行管理協会
- 日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会
- 一般社団法人 自動車用品小売業協会
- 一般社団法人 日本オートオークション協議会
- 日本中古車輸出業協同組合
- 全国オートバイ協同組合連合会
- 日中投資促進機構
- 一般社団法人 青森県自動車団体連合会
- 一般社団法人 岩手県自動車会議所
- 一般社団法人 宮城県自動車会議所
- 一般財団法人 秋田県全自動車協会
- 山形県自動車団体連合会
- 一般財団法人 福島県自動車会議所
- 東京都自動車会議所
- 一般社団法人 神奈川県自動車会議所
- 一般社団法人 静岡県自動車会議所
- 一般社団法人 愛知県自動車会議所
- 一般社団法人 岐阜県自動車会議所
- 一般社団法人 三重県自動車会議所
- 一般社団法人 富山県自動車会議所
- 一般社団法人 石川県自動車会議所
- 一般社団法人 福井県自動車会議所
- 一般社団法人 大阪自動車会議所
- 一般社団法人 徳島県自動車会議所
- 一般社団法人 香川県自動車会議所
- 愛媛県自動車会議所
- 高知県自動車会議所
- 一般財団法人 大分県自動車会議所

(ほか企業会員81、推薦会員3)